

児童指導員の資格について

児童指導員の資格については、奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下、同条例）第 61 条各号（別添参照）に該当する者としています。そのうち、同条例第 61 条第 8 号及び第 10 号の運用にあたっては、次のように定めます。

1. 「児童福祉事業」とは、社会福祉法で定める第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業のうち児童福祉法に規定する事業とします。

- | |
|--|
| <p>○第一種社会福祉事業・・・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を営む事業</p> <p>○第二種社会福祉事業・・・障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを営む事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> |
|--|

2. 「児童福祉事業に従事した者」とは、「児童福祉事業」において障害児等への直接支援（生活指導、生活支援等）又は相談支援に関わる職員として、実際に当該業務に従事した者とします。

3. 同条例第 61 条第 8 号の 2 年以上とは、当該業務に従事した期間が通算して 2 年以上であり、かつ当該業務に従事した日数が 360 日以上とし、同条例第 61 条第 10 号の 3 年以上とは、当該業務に従事した期間が通算して 3 年以上であり、かつ当該業務に従事した日数が 540 日以上とします。

※実務経験証明書で従事期間・日数及び職務内容等を確認させていただきます。

以上

別添

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 61 条

(児童指導員の資格)

- 一 児童福祉施設基準第四十三条第一号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの
- 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの